

平成30年第4回水巻町議会 定例会 会議録

平成30年第4回水巻町議会定例会第1回継続会は、平成30年12月10日10時00分、水巻町議会議事堂に招集された。

1. 出席議員は次のとおり

1番	白石雄二	9番	井手幸子
2番	出利葉義孝	10番	住吉浩徳
3番	廣瀬 猛	11番	入江 弘
4番	水ノ江 晴 敏	12番	津 田 敏 文
5番	松 野 俊 子	13番	古 賀 信 行
6番	久保田 賢 治	14番	近 藤 進 也
7番	小 田 和 久	15番	柴 田 正 詔
8番	岡 田 選 子	16番	舩 津 幸 宰

2. 欠席議員は次のとおり

3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 入 江 浩 二

係 長 ・ 藤 井 麻衣子

主 任 ・ 松 崎 淳

4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	子育て支援課長	山 田 美 穂
副 町 長	吉 岡 正	福 祉 課 長	吉 田 奈 美
教 育 長	小 宮 順 一	健 康 課 長	内 山 節 子
総 務 課 長	蔵 元 竜 治	建 設 課 長	荒 卷 和 徳
企 画 課 長	増 田 浩 司	産 業 環 境 課 長	原 田 和 明
財 政 課 長	篠 村 潔	下 水 道 課 長	河 村 直 樹
住 宅 政 策 課 長	古 川 弘 之	会 計 管 理 者	中 西 豊 和
税 務 課 長	大 黒 秀 一	生 涯 学 習 課 長	村 上 亮 一
住 民 課 長	手 嶋 圭 吾	学 校 教 育 課 長	吉 田 功
地 域 づ くり 課 長	服 部 達 也	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	山 田 浩 幸

5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

平成 30 年 12 月 定例会
(第 4 回)

第 1 回継続会

本会議 会議録

平成 30 年 12 月 10 日

水 卷 町 議 会

平成30年 第4回水巻町議会定例会 第1回継続会 会議録

平成30年12月10日

午前10時00分開議

議長（白石雄二）

出席16名、定足数に達していますので、只今から平成30年第4回水巻町議会定例会第1回継続会を開きます。

日程第1 諮問第2号

議長（白石雄二）

日程第1、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。只今から、質疑を行ないます。質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。

— 意見なし —

討論を終わります。只今から採決を行います。諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、これを適任とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい。賛成全員と認めます。よって諮問第2号は適任とすることに決しました。

日程第2 同意第5号

議長（白石雄二）

日程第2、同意第5号 水巻町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。只今から質疑を行ないます。質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。只今から討論を行ないます。ご意見はありませんか。

— 意見なし —

討論を終わります。只今から採決を行ないます。同意第5号 水巻町教育委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、同意第5号は、同意することに決しました。

日程第3 報告第10号

議長(白石雄二)

日程第3、報告第10号 住宅使用料等滞納者に対する訴えの提起の専決処分の報告についてを議題といたします。只今から質疑を行ないます。質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。報告第10号 住宅使用料等滞納者に対する訴えの提起の専決処分の報告について、町長報告を終わります。

日程第4 報告第11号

議長(白石雄二)

日程第4、報告第11号 猪熊小学校北校舎防音サッシ等改修第2期工事第1回変更請負契約に係る専決処分の報告についてを議題といたします。只今から、質疑を行ないます。質疑はありませんか。はい、岡田議員。

8番(岡田選子)

8番、岡田です。変更理由の2番ですね、外壁補修数量の減ということなんですが、この減になったその主な理由ですね、それと、当初設計がいくらでどこまで減ったのかという数値が分かれば教えていただきたいと思います。

議長(白石雄二)

はい、課長。

学校教育課長(吉田 功)

ご質問にお答えいたします。補修数量が減になった理由でございますが、まず設計の段階で全ての外壁、足場を組んでの全ての外壁、調査するというのはですね、時間や費用等の問題で不可能でございますので、手が届く範囲でですね、打診調査を行なった上で、あと、南校舎の外壁改修工事の実績等も踏まえて数量を見込んでおりましたが、実際に足場を組んで全ての外壁を調査したところ、南校舎に比べて劣化しておらず、見込より補修の必要な箇所が少なかったことが減となった理由でございます。数量についてはいくつかあるんですが、大きなものと

いたしましては、設計の段階ではですね、北校舎及び渡り廊下等の外壁のモルタル改修等が、必要な面積を160平方メートルというふうに見込んでおりましたが、実際に調査したところ、約73平方メートルの改修で済んだ等の理由により、施工数量が減となっております。以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、岡田議員。

8 番（岡田選子）

南校舎と比べてですね、南校舎を基に積算したということなんだろうと思うんですけども、その南校舎と北校舎のですね、まあ前回の補修時期ですね、そういうのの違いとかそういうのもあるかと思うんですが、それとやはりあの塗装ですよ、外壁塗装ということなので。業者さんによってやっぱり塗装のやり方っていうのが違ったりしてることもかね、関係するのかなというふうにも思うんですよ。ですから、補修が少なかった北校舎の業者さんが大変良かったのか、南校舎が悪かったのかそこは分かりませんが、その辺十分ですね、業者の選択っていうのが今後経費を考える上ではですね、重要になってくるかなと思うんですが、その辺についてどのように考えられていますかね。

議 長（白石雄二）

はい、吉田課長。

学校教育課長（吉田 功）

ご質問にお答えいたします。事跡ではですね、前回の外壁改修の年度っていうのはですね、特に年度の大きな差はないので、その時の施工が多少影響している可能性も十分にあるのではないかというふうには考えております。以上でございます。

議 長（白石雄二）

いいですか。はい、課長。

財政課長（篠村 潔）

業者の選考の関係でございますが、当然、入札になってきてですね、当然その中の仕様とか含めた中で入札が行われます。当然、最終的に業者が決まりましたらですね、当然、仕様に基づいて、当然担当の方がですね、業者とちゃんときちっとした形の打ち合わせですね、当然きちっとした施工ができるような形でですね、打ち合わせ等を今後していきたいというふうに思っております。以上です。

議 長（白石雄二）

はい、古賀議員。

13 番（古賀信行）

この工事はですね、平成 27 年の 6 月 26 日にですね、調査設計に南北合わせて 467 万 6 千 400 円使われています。これはですね、安い金額じゃありません。で、南北しているから半分に分けても約ですね、北校舎の設計調査に 230 万使われていると思うんですよ。これは安い金額じゃないんです。ですね。さっき、学校教育課長が答えましたけど、調査設計ではそのですね、劣化状況がわからなかったと言われましたけど、わからないことないと思うんですよ。10 万 20 万の調査設計ではないんですよ。460 万も使ってるんだから。そういう、手が届かないのだったら足場組まないでも、移動式の車借りてくればですね、4、5 時間かかってレンタル料 10 万もかからないわけですよ。だから本当にですね、調査設計すればそんな安い料金で調査設計できるわけですよ。そしてましてですね、今はカメラの性能が良いです。だからですね、望遠か双眼鏡で見ればですね、そういう粗方の劣化状況はわかると思います。いかに調査設計が杜撰か、です。が、言いたいです。はっきり言いまして。で、今回は減額しましたけど、十分ですね、今後ですね、やっぱりそういう調査設計をですね、本来ならば、調査設計は役場の職員がですね、一級建築士もいるし、それから、そういう土木技師と言われる人もいるしですね。職員が調査設計をすべきと思うんですよ。それはですね、そういうお金が 460 万も使われんでいいと思うんですよ。私はあるですね、国道の下の陸橋の部分の点検を見たんですよ。そしたらですね、県の職員がやってるのを見たことがあるんです。水巻町はですね、実際現場で、私、長年水巻の工事を見てきてますけど、そういう水巻町はですね、職員が打音調査とか目視検査をやっている姿を見たことがないんですはっきり言って。そういう点でですね、やっぱりせっかく職員を置いてるんだから、そういう点を今後ですね、学校教育課長だけの問題ではなくて、それはですね、水巻町全体はですね、やっぱり町長を先頭にそういうことを考えていただきたいと思います。以上です。

議 長（白石雄二）

はい、質疑を終わります。報告第 11 号 猪熊小学校北校舎防音サッシ等改修第 2 期工事第 1 回変更請負契約に係る専決処分報告について町長報告を終わります。

日程第 5 議案第 43 号

議 長（白石雄二）

日程第 5、議案第 43 号 水巻町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。只今から質疑を行ないます。質疑はありませんか。

議 長（白石雄二）

はい、井手議員。

9 番（井手幸子）

9 番、井手幸子です。この議案 43 号は、条例の一部改正によって国民健康保険料の保険税の

平等割の基礎税額が、3年間にかけて大幅に値上げされるということであります。軽減のない一般の世帯でも1万4千円、7割軽減されている世帯でも4千200円という、住民にとっては大きな負担となります。平成30年度からの国保の広域化兼、単一化に向けて平成30年、今年の3月にですね、わが党が国保の広域化について一般質問を行ないました。で、その時には町長の答弁ではですね、平成39年度までには一般会計からの赤字繰り入れに依存することのないように赤字を解消するというので、その対策としては、国の3千400億円の財政追加、また県では制度施行3年間は県の繰入金によって制度改正に伴う負担増加分を全て緩和している。で、また町長におきましても、国に対して財政支援を求めているという前向きな答弁もいただいていたと思うんですけど、私はこの時点で値上げについては、ちょっとまだ具体的ではないと認識をしていたんですけどね、今回のこの国保協議会を通してのこの提案というのがですね、やはり住民に対して大きな負担になる。ただでさえ、高い国民健康保険税についてのことをすごい住民も懸念をされております。それで、今申しましたその3月議会、まあこれはまだ平成29年度でありましたけれど、その後の経過と言いますか、この時の答弁では上昇、増加分を緩和するというふうには答弁されていますので、県の補助等の使い方も含めてですね、その要するに抑えられないのか、この答弁の通りにならないのかというのを再度お尋ねをしたいと思います。

議 長（白石雄二）

はい、課長。

住民課長（手嶋圭吾）

ご質問にお答えいたします。議員がおっしゃっているのは激変緩和措置のですね、県からの交付という措置だろうと思いますけれども、その分3年間、平成30年度から平成32年度まで負担を全て緩和するという形で協議がなされて、実行されるだろうというふうに当町も考えておりますが、その激変緩和措置というのが、制度の改正によって平成28年度基準でですね、制度が変わって増加分を緩和すると。その分の内、法定外繰り上げに関する増減部分ですね、そういう部分は加味しないという形になっておりますので、今回のシミュレーションに関しては法定外繰入金も含めた見直しという形で、繰り入れを減額していく、赤字補填を少なくしていくという考えの下、計画をして、税の見直しを考えているというところでございます。以上でございます。

議 長（白石雄二）

井手議員。

9 番（井手幸子）

国保について、広域化について、わが党の考え方としては、再度申し上げておりますけれど、国庫補助金を大幅に増額すること、それが1番だということを毎回求めておりますし、また、国や県に対してもね、それを住民の立場できちんと伝えてほしいと思っております。それで

すね、今でも滞納者おられますよね。国保の加入者が約4千300世帯以上です。滞納が約500世帯ぐらいあると思います。その中で、短期証と資格証の交付です。保険料、保険税が払えない方達に対しての対策でありますけれど、この数はどのくらいありますか。

議 長（白石雄二）

はい、手嶋課長。

住民課長（手嶋圭吾）

ご質問にお答えします。11月末現在の状況で、資格証が61件、短期証が96件ということになっております。以上です。

議 長（白石雄二）

はい、井手議員。

9 番（井手幸子）

で、値上げによってこの払えないという方達がやっぱり増えてくると思うんです。で、資格証はとにかく全額まず自己負担ということなので、なかなかこれも保険税が払えない世帯にとっては厳しいことだと思います。で、これについてのお考えです。まあ増えてくるんじゃないかっていう予測はできるんですけど、その対策をですね、どういうふうに考えられているのか。それともう一つ、無料低額診療という制度がありますよね。これは病院の方がそれを周知して、自主的に登録をするという制度で、全ての病院というわけではありませんけど、これの周知についてはいかがですか。当町は。

議 長（白石雄二）

はい、課長。

税務課長（大黒秀一）

井手議員のご質問にお答えします。まず前段の分なんですけれども、国保税の値上げをすることによって、国保税を支払えなくなるような世帯が増えるのではないかとご心配でございます。これは私どもとしましては理屈でいけばですね、値上げをするわけですので、実質ですね、払いにくくなるご家庭が増えてくるかもしれないということは念頭に置いております。ただし、制度的にですね、5割7割2割の軽減措置もございますし、そういった部分でですね、1年間で、平成31年度の数値のみを見ますとですね、1千350円ぐらいの値上げになります。これを10期の納期で割りますと、1回分135円の値上げということになってまいります。この数値が高いか低いということは考え方によると思うんですけど、税の公平性というところから行けばですね、皆さんに公平に負担していただくのが大原則でございますので、そういった方々、払いにくくなった方々に関しましては、日ごろから行なっております納税相談、それから今年度から本格的に実施をしております、ファイナンシャルプランナーの方に来ていただい

て、税が払えない原因はどこにあるのかといったことをですね、滞納者の方とお話をして、切り詰められるところは切り詰めていこう、何か借金の見直しができるところはしていこうというようなご相談にですね、真摯に取り組んでおるところでございまして、その成果がいつどのように表れるかというのはちょっとこれからのことではございますけれども、私どもとしましては、資格証の交付数を闇雲に増やすという考えは毛頭ございませんし、できるだけ少しずつも払っていただけるようにですね、滞納者の方に寄り添って、相談に関してはですね、対応していきたいというふうに考えております。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。すいません、課長。

住民課長（手嶋圭吾）

ご質問にお答えいたします。無料低額診療事業の関係でございまして、この事業に関しましては、低所得者等の医療機関が、無料または低額な料金によって診療を行う事業でございまして、対象者として低所得者、要保護者、ホームレス、DV被害者、人身取引被害者等ですね、生計困難者がその診療の対象というふうな形になっております。で、この分は都道府県の申請等ですね、認められた医療機関が行なう事業でございまして、一部、例えばその全体の診療者の割合で何パーセントあれば固定資産税が減免されるとかですね、減額されるとかというような措置を取っておりますので、今のところはですね、水巻町内の診療機関にはございませんが、北九州等で、まあ小倉北区ですね病院では多く事業はされているところでございます。

周知につきましてはホームページや広報誌で当町ではしておりませんが、問い合わせがあればですね、どういうところにありますよ、というような内容でお知らせはしております。ただ一応、こういった事業で病院も競争原理が働きますので、大々的に公にですね、こちらの方が広報誌でお知らせするというのも、一部ですね、引っかかる部分もございまして、あと固定資産税の減免等、事業によっての特典等もございまして、そういう意味からも公にはですね、水巻町で、まあ、町内にそういう診療所があれば別ですけども、周知は今のところしてない状況でございます。以上です。

議 長（白石雄二）

古賀議員。

3 番（古賀信行）

この税条例の改正は、国のですね、法律改正によって今年度から国保が市町村の単位から県単位に変わったことにより、変わるものと思います。国の法律によって5割7割2割減免もありますけれども、やっぱりですね、この実際国民年金の方はですね、生活保護者よりも苦しい生活をしているわけです。たとえ7割減免があってもですね、生活保護者よりもずっと苦しい生活をしなければならないわけです。私は議員になってすぐですね、低所得者に対する町ですね、そういう医療費の一部の助成をしたらいかがですかという質問をしたら、町長が、誰が低

所得者か分からんという答弁がありましたけど、現に私が言いたいのは、7割5割減免があっても、この人たちは生活保護者よりも生活が苦しいと思うんです。なぜならば、私はよく県の福祉事務所に行きます。先月も行ってきました。72歳の一人暮らしで、約6万9千円くらい生活費だけあると。そのほかに、3万2千円の家賃、それと医療費が無料、こういう制度があるそうです。だからそういう点を考えればですね、私の知り合いに78歳の方が、月5万台の年金で生活されています。それから、県営住宅の賃料を払ったりされて、本当に苦しい生活をされているわけです。そのほかどうされてるんですかと聞いたら、子どもから援助があるから何とか生活やっつけていけると言われているんです。そういうですね、慎ましい生活されている方が、医療にかかったらですね、最低でも1割のですね、窓口で払わないといけないわけですよ。だからですね、私が議員になった時に質問したとき、誰が低所得者か分からんと言われましたけど、まあ住民課でもいいです。税務課でもいいです。税務課なんかは、年間の申告があるからですね、税務署から回ってくる書類があるから、そういうですね、所得の、収入状況が分かると思います。そういう点でですね、今日は答弁、すぐわからないと思いますけど、生活保護者よりもですね、低い収入がある人のですね、世帯がどれくらいあるか教えていただきたいと思えます。以上です。

議 長（白石雄二）

はい、大黒課長。

税務課長（大黒秀一）

只今の古賀議員のご質問でございます。今、ちょっと考えたんですけども、生活保護者とあとのその他の生活保護をもらってない方の所得の比較なんですけれども、例えば生活保護の方、それからそれ以外の方、世帯員の数であるとかですね、それから例えば生活保護、私も詳しくはないんですけども、障害を受けてる方は少しですね、加算があるとか、そういったこともありますので、簡単にですね、ちょっと数字だけで比較するのは難しいのかなというふうに考えておるんですけども、ちょっと明確なですね、回答はちょっとできかねるかなと思っております。以上です。

議 長（白石雄二）

いいですか。質疑を終わります。只今、議題となっています、議案第43号 水巻町国民健康保険税条例の一部改正については、総務財政委員会に付託いたします。

日程第6 議案第44号

議 長（白石雄二）

日程第6、議案第44号 町道の路線認定についてを議題といたします。只今から質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

議 長（白石雄二）

質疑を終わります。只今、議題となっています、議案第 44 号 町道の路線認定については、文厚産建委員会に付託いたします。

日程第 7 議案第 45 号

議 長（白石雄二）

日程第 7、議案第 45 号 平成 30 年度水巻町一般会計補正予算（第 3 号）についてを議題といたします。只今から質疑を行ないます。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今、議題となっています、議案第 45 号 平成 30 年度水巻町一般会計補正予算（第 3 号）については、関係の各常任委員会に付託いたします。

日程第 8 議案第 46 号

議 長（白石雄二）

日程第 8、議案第 46 号 平成 30 年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。只今から質疑を行ないます。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今、議題となっています、議案第 46 号 平成 30 年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）については、総務財政委員会に付託いたします。

日程第 9 陳情について

議 長（白石雄二）

日程第 9、陳情について 本日まで受理した陳情はお手元の配付の文書表のとおり、文厚産建委員会に付託しましたので報告いたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。

午前 10 時 26 分 散会